藤沢市個人情報保護制度運営審議会答申第212号

2006年9月14日(平成18年)

藤沢市長 山 本 捷 雄 様

藤沢市個人情報保護制度 運営審議会会長 横山弘美

法人等の市民税並びに軽自動車税、市たばこ税、入湯税及び事業所税の賦課事務に係る個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について(答申)

2006年9月4日付けで諮問(第213号)された法人等の市民税並びに軽自動車税,市たばこ税,入湯税及び事業所税の賦課事務に係る個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例(平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。)第12条第2項第4号の規定による目的外に提供する必要性は、「3 審議会の判断理由」の(1)に述べるところにより認められる。
- (2) 条例第12条第5項の規定による本人に通知しないことの合理的理由は, 「3 審議会の判断理由」の(2)に述べるところにより認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務を執行するに当たり必要な個人情報を目的外に提供する必要性及び本人通知を省略することの合理的理由は次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

刑事訴訟法第197条第2項の捜査関係事項照会として,原動機付自転車等に関する一定の所有者関係情報(氏名,住所,標識番号,車台番号等)の照会がなされた場合については,従前は捜査機関が捜査に必要な情報として照会するものであり公共性が高い目的であること,情報を受け取った捜査機関にも守

秘義務があること,自動車登録ファイルに登録されている自動車の所有者等の情報は,誰でも請求可能な情報となっておりそれとの均衡を考えれば問題が少ないと考えられること,この情報は市町村の課税データでしか存在せず犯罪捜査上の必要が生じた場合に他の代替手段が想定し難いことなどを踏まえて情報の提供に応じてきた。

このことによる個別事案について、条例第12条に基づき、藤沢市個人情報 保護制度運営審議会に諮問を行い、個人情報を目的外に提供すること及び目的 外提供することに伴う本人通知の省略について承認するとの答申を得ている。

しかし、この照会については、すでに多数あり今後も検察官、検察事務官及び司法警察職員としての職務を行う者から刑事訴訟法第197条第2項の規定に基づく照会により、原動機付自転車等に関する所有者関係情報の目的外提供の依頼がされ、迅速な対応が求められるため、2006年8月23日の藤沢市個人情報保護制度運営審議会において承認をされた目的外に提供する個人情報に限り、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問の手続きを経なくても目的外提供できるという包括的な取り扱いが行えるよう諮問するものである。

(2) 個人情報を目的外に提供する必要性について

ア 照会の法的位置づけ

本件の個人情報の目的外提供に係る照会は、刑事訴訟法第197条第2項 の規定に基づくものである。

刑事訴訟法第197条第2項の規定は、捜査をするにあたり、公務所又は 公私の団体に対する照会による報告の請求権を認めたものであるが、その照 会に応じなければならない拘束力はない。

しかし、本件照会は、正当な請求権を有した検察官、検察事務官及び司法 警察職員によって行われるものであり、受け取った情報について守秘義務が 課せられているものである。

イ 目的外に提供する必要性

本件の照会が、公共の秩序安寧を維持するために必要な捜査をする上で行われるものであり、その権利付与の規定に基づき、正当な権限を有するものによって行われるものであるから、照会そのものの正当性及び公共性は、十分認められるものである。

また、本件の目的外提供に係る個人情報は、市町村の課税データとしてし か存在せず、他の代替手段が想定し難いものである。

よって、本件の目的外提供に係る個人情報の内容と趣旨等を勘案した結果、 捜査に必要不可欠な照会であることを捜査機関に確認できた場合に限ること を条件とし、本件の照会に応じる必要があるものと判断した。 ウ 目的外に提供する個人情報

- (ア) 所有者の住所,氏名,電話番号 (イ) 定置場
- (ウ) 標識番号 (エ) 車名 (オ) 車台番号 (カ) 排気量
- エ 目的外に提供する相手方 検察官,検察事務官及び司法警察職員
- オ 目的外提供の根拠規定 刑事訴訟法第197条第2項
- (3) 目的外に提供することに伴う本人通知の省略について

個人情報を目的外に提供する場合,当該個人情報の帰属者に対してあらかじめその旨を通知すべき義務が実施機関に存している。

しかし、本件の目的外提供は、捜査のために行うものであり、本人通知をした場合には、当該捜査の遂行に支障が生じることを捜査機関に確認できた場合には、本人に通知しないことについて合理的理由があると認められるため、当該通知を省略することとしたい。

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、以下(1)から(2)までの判断をするものである。

(1) 目的外に提供する必要性について

実施機関の説明によれば、本件の個人情報の目的外提供に係る照会は、刑事 訴訟法第197条第2項の規定に基づくものである。

刑事訴訟法第197条第2項の規定は、捜査をするにあたり、公務所又は公 私の団体に対する照会による報告の請求権を認めたものであるが、その照会に 応じなければならない拘束力はない。

しかし、本件照会は、正当な請求権を有した検察官、検察事務官及び司法警察職員によって行われるものであり、受け取った情報について守秘義務が課せられている。

また,本件照会は,公共の秩序安寧を維持するために必要な捜査をする上で 行われるものであり,照会そのものの正当性及び公共性は,十分認められるも のである。

さらに,本件の目的外提供に係る個人情報は,市町村の課税データとしてし か存在せず,他の代替手段が想定し難いものである。

よって, 目的外に提供する必要性があると認められる。

ただし、包括的に提供することを承認するためには、審議会によるチェックを及ぼす必要上、提供する際の判断基準を明確にし、その基準を次回の審議会に報告すること及び提供状況を毎年度ごとに審議会に報告することを条件として、目的外に提供する必要性を認めるものである。

(2) 目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由について 実施機関の説明によれば、本件の目的外提供は捜査のために行うものであり、 本人通知をした場合には当該捜査の遂行に支障が生じることを捜査機関に確認 できた場合に限り、通知を省略するということである。

したがって、目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由が あると認められる。

ただし、自己情報コントロール権を最低限保障する観点から、広報による周知及びその結果を次回の審議会に報告することを条件として、目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認めるものである。

以 上